

経済要録

国 内

◆日本銀行、「北京事務所の開設日等について」を公表

日本銀行は、11月18日、「北京事務所の開設日等について」を以下のとおり公表した^(注)。

平成15年11月18日
日本銀行

北京事務所の開設日等について

日本銀行では、12月中を目途として、中国・北京に海外駐在員事務所を設置する方向で準備を進めてきましたが、今般、本年12月18日(木)をもって開設することとなりましたので、お知らせします。

なお、開設にあわせ、より効果的な情報受発信体制の整備を目指して、海外駐在員事務所を米州・欧州・アジアの3つのグループに分けたうえで、以下のような見直しを行うこととします。

1. 米州・欧州には、現在置かれている「駐在参事」に代えて「統括役」を置き、域内事務所の統括機能を果たす。

2. 時差がほとんどないアジア域内の事務所に関する統括機能は、国際関係担当理事が担うものとする。これに伴い、香港事務所につい

ては、「香港駐在参事」を廃止し、「事務所長」を置くこととする。

<参考>日本銀行の海外事務所

米州 … ニューヨーク、ワシントン
欧州 … ロンドン、パリ、フランクフルト
アジア … 香港、北京

(注) なお、日本銀行は、12月18日、予定どおり、北京事務所を開設し、同日これを公表した。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、11月21日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを同日公表した。

記

日本銀行当座預金残高が27~32兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記

目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成 15 年 11 月 21 日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が 27～32 兆円程度となるよう金融市场調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市场が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆内閣総理大臣、足利銀行について 預金保険法第 102 条第 1 項の第 3 号措置を講ずる必要がある旨を認定

内閣総理大臣は、11 月 29 日、足利銀行について預金保険法第 102 条第 1 項の第 3 号措置を講ずる必要がある旨の認定を行った。同日発表された内閣総理大臣の談話は以下のとおり。

平成 15 年 11 月 29 日

内閣総理大臣の談話

1 本日、株式会社足利銀行から金融庁に対し

て、平成 15 年 9 月期決算において債務超過となる旨の報告があり、併せて、預金保険法第 74 条第 5 項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができず、その業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出がありました。

2 かかる状況を踏まえ、本日、金融危機対応会議を開催し、同会議での議を経て、足利銀行について預金保険法第 102 条第 1 項の第 3 号措置を講ずる必要がある旨の認定を行いました。また同時に、預金保険機構が同行の株式を取得することの決定（特別危機管理開始決定）が行われました。

同行については、栃木県を中心とする地域に多数の預金者と中小企業者等の取引先を抱えており、更に同行の規模や、同県における融資比率が極めて高率であることなどから、現在の金融環境の下、地域において同行が果たしている金融機能の維持が必要不可欠であることなどを総合的に勘案すれば、当該地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずることを回避するため、預金保険法第 102 条第 1 項の第 3 号措置を講ずることとしたものであります。

3 足利銀行においては、今後選任される新経営陣の下で、預金保険機構が 100% 株式を所有する特別危機管理銀行として、適切な業務運営を確保しつつ、健全化に向けて経営改革を進めることとなります。また、預金払戻し等業務の継続のため資金が必要な場合には、日本銀行法第 38 条の規定に基づき、日本銀行より供給されるものと考えます。

4 こうした枠組みの下で、今回の特別危機管理開始決定後も、足利銀行においては、引き続き通常の営業が行われ、預金等負債については種類を問わず全額保護され、期日通り支障なく支払われます。また、融資面については、今後年末の金融繁忙期を迎えることにも配慮し、同行において、善意かつ健全な借り手への融資についてきめ細かな対応が図られることとなっています。

さらに、同行が業務を行っている地域の金融及び経済の安定に万全を期すため、速やか

に関係省庁等連絡会議を設置することと致します。

預金者、取引先企業等の皆様におかれましては心配されることなく、冷静な対応をお願いいたします。

5 政府としては、今後とも、金融システムの安定を確保していくとともに、日本銀行とも緊密な連携をとりつつ、預金者の保護、信用秩序の維持に万全を期すこととしております。

◆現行金利一覧

(15年12月12日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合（基準割引率および基準貸付 利率）	0.10	13. 9.19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3.28 (1.500)
長期プライムレート	1.7	15. 12.10 (1.8)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行
のもの。ただし、短期プライムレートについては、都
銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期
は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(15年12月12日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債（10年）	応募者利回り(%)	〈12月債〉	〈11月債〉
	表面利率 (%)	1.380	1.511
	発行価格 (円)	1.4 100.17	1.5 99.90
政府短期証券	応募者利回り(%)	〈15年12月8日発行分〉	〈15年12月1日発行分〉
	発行価格 (円)	0.0058 99.9984	0.0051 99.9986
政府保証債 (10年)	応募者利回り(%)	〈12月債〉	〈11月債〉
	表面利率 (%)	1.546	1.586
	発行価格 (円)	1.5 99.60	1.5 99.25
公募地方債 (10年)	応募者利回り(%)	〈12月債〉	〈11月債〉
	表面利率 (%)	1.523	1.595
	発行価格 (円)	1.5 99.8	1.5 99.18
利付金融債 (5年物)	応募者利回り(%)	〈12月債〉	〈11月債〉
	表面利率 (%)	0.65	0.8
	発行価格 (円)	0.65 100.00	0.8 100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	〈12月後半債〉	〈12月前半債〉
	同税引後 (%)	0.060	0.060
	割引率 (%)	0.050	0.050
	発行価格 (円)	0.05 99.94	0.05 99.95

(注) 1. 国債の発行価格は割当平均価格。

2. 政府短期証券の応募者利回りは募入平均利回り、発行
価格は募入平均価格。
3. 公募地方債は最低レート。
4. 利付金融債および割引金融債の発行条件は、最低レー
トを採用した金融債の計数を掲載。